

令和4年11月15日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

玩具（高吸水性樹脂ボール）に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 6件
（うち電気蓄熱式湯たんぽ1件、階段移動用リフト2件、
電気冷暖風機2件、玩具（高吸水性樹脂ボール）1件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 9件
（うち電動立ち乗り二輪車1件、ヘアドライヤー1件、延長コード2件、
コンセント1件、電動アシスト自転車1件、
LEDランプ（電球型）1件、踏み台1件、温水洗浄便座1件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません（管理番号：A201901216、A202100100、A202100684、A202100837、A202100888、A202200022を除く。）。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A201901216	令和2年1月20日	令和2年3月10日	電気蓄熱式湯たんぽ	EW-1332	スリーアップ株式会社 (輸入事業者)	重傷1名	当該製品を使用して就寝中、火傷を負った。調査の結果、当該製品のサーモスタットに不具合品が混入したことによる加熱時の内部圧力の上昇及び使用中の外部からの圧迫によって、内袋の接着面の一部が破壊し、内容液が漏れたものと推定される。	広島県	令和2年3月13日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202100100	令和3年4月1日	令和3年5月11日	階段移動用リフト	S38 車いすタイプ	株式会社アルバジヤパン (輸入事業者)	重傷1名	当該製品を使用中、搭乗者(70歳代)が転落し、右足を負傷した。調査の結果、当該製品は、前後の重心が釣り合った状態を維持しながら階段を昇降する仕様であるが、前後の重心が釣り合った状態からハンドルバーを前方へ傾けた際に、搭乗者を含めた当該製品が前方へ転倒することを抑制する機構が装備されていない構造であるため、使用者が操作を誤った際にハンドルバーが前方に傾きすぎたことで当該製品のバランスが崩れて事故に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「傾斜角度は25～30度が最もバランスのよい状態であり、それより後方に傾けると重く感じ、前方へ傾けると引張られて前方転倒しそうになる。」、「階段の昇降中は、決してハンドルから手を離さない。」旨、記載されている。	宮城県	令和3年5月14日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202100684	令和3年11月29日	令和3年12月10日	電気冷温風機	EFT-1702	スリーアップ株式会社 (輸入事業者)	火災	店舗で当該製品を焼損する火災が発生した。調査の結果、当該製品は、電源スイッチ付近で異常発熱し、出火に至ったものと推定されるが、電源スイッチの焼損が著しく、異常発熱した原因の特定には至らなかった。	神奈川県	令和3年12月14日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202100837	令和3年12月8日	令和4年2月1日	玩具(高吸水性樹脂ボール)	KN-02478	株式会社久野貿易商会 (輸入事業者)	重傷1名	幼児(1歳)が当該製品を複数個誤飲し、負傷した。調査の結果、幼児が当該製品を飲み込み、腹部で膨張したものと推定されるが、当該製品の膨張度がST基準を満たしていなかったことも事故発生に影響したものと考えられる。	熊本県	令和4年2月4日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの 令和4年3月23日からリコールを実施(特記事項を参照) 回収率:9.4%

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A202100888	令和4年1月30日	令和4年2月18日	電気冷温風機	EFT-1702	スリーアップ株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品は、電源基板から出火したものと推定されるが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、事故原因の特定には至らなかった。	東京都	令和4年2月22日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202200022	令和4年3月28日	令和4年4月8日	階段移動用リフト	S35 車いすタイプ	株式会社アルバジャパン (輸入事業者)	死亡1名	当該製品を使用中、搭乗者が転落し、病院に搬送後、入院中に死亡した。 調査の結果、当該製品は、駆動スイッチに起動条件がなく、昇降動作時に駆動輪が機体と同一平面上に着地した場合、機体が起き上がり、また、前方転倒を抑止する機能がない構造であったため、当該製品の使用中にバランスを崩して事故に至ったものと推定される。	東京都	令和4年4月12日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの

階段移動用リフト（管理番号:A202100100）



電気冷温風機（管理番号:A202100684、A202100888）



階段移動用リフト（管理番号:A202200022）

